



所長・弁理士
藤田考晴 さん

東京工業大学工学部卒。同大学大学院理工学研究科修了。株式会社デンソーの基礎研究所で研究に従事後、大手特許事務所に入所。1998年、弁理士資格取得。約8年の実務経験を経て、2003年「オリブ国際特許事務所」設立。



事業承継で重要な知財の適切な承継 リスク回避に権利関係の見極め促す

中小企業のM&Aの鍵 企業価値を高める資源

経営者の高齢化と共に進む中小企業の事業承継。その形態で年々増えているのが他社が事業を引き継ぐM&Aだ。この中で重要なのが特許権などの知的財産の取り扱い。この分野に詳しい『オリブ国際特許事務所』所長の藤田考晴さんに、その留意点などについてお聞きした。

―事業承継の中で知的財産はどのように位置づけられるのでしょうか。

「特許や商標、実用新案、意匠などの知的財産は財務諸表には表れませんが、企業価値に直結する経営資源であり、事業承継に当たっては、設備などの事業資産や経営権を承継しただけでは十分ではなく、知的財産も適切に承継することが重要です。M&Aで事業承継する例は増え続け、中小企業庁の統計では、2020年度の中小企業のM&Aは5年前の4倍の2139件にのぼっています。M&Aを視野に入れる経営者は、知的財産の重要性に目を向けなくてはならない時代といえます」

オリブ国際特許事務所

オリブこくさいとっきよじむしょ

☎ 045-640-3253

✉ olive@olive-pat.com

📍 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー37F

http://www.olive-pat.com/



―M&Aでは知的財産も自動的に移行するのですか。

「相続による特許権の承継を一般承継と呼び、M&Aのような形で特許権を譲渡する場合を特定承継といいます。特許法上、特定承継の場合、移転登録申請書の特許庁に提出して特許権者の名義変更を行わなければ、効力が発生しません。また、従業者が発明した職務発明の場合、通常は勤務規則や譲渡契約で会社が権利者になりませんが、勤務規則や譲渡契約がなく適法に職務発明を会社が承継していない場合には、発明した従業者から権利侵害で訴えられるリスクもあります」



―事業承継に向けて知的財産をどう管理すべきでしょうか。

「譲渡する側は、日ごろから知的財産に磨きをかけるなどメンテナンスに努め、どのような知的財産があるかを整理し、権利の範囲を明確にしておく必要があります。承継する側は、自社の事業にとって有効かどうかの観点から知的財産を取捨選択することが大事です。すべてを受け入れて、その中に不要な知的財産があると、払わなくていいような特許料まで払い続けることになりかねません。また、知的財産の中には、第三者とライセンス契約を結んでいて、利用には第三者の許諾が必要なものもあるので注意が必要です。海外で登録した知的財産についても、今後の事業で必要な国の権利なのかについても検討する必要があります。共同名義の知的財産の場合には、共有者の許諾を得る必要があります。このように、知的財産について幅広い視点で権利関係を見極めることが大事です。中小企業は、日本経済を支える力であり、専門家の助言を受けながら、重要な経営資源である知的財産を管理し、M&Aを成功させてほしいと思います」

(ライター／斎藤 絢)